

令和3年6月3日

法人事業所事業主 様

京都市食品衛生国民健康保険組合
電話 075-254-8383 FAX 075-254-8422

算定基礎届決定通知書の提出のお願い

京都府からの指導に基づく国保組合加入資格の確認のため、年金事務所（日本年金機構）から届く令和3年分※の「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し（コピー）を提出していただきますようお願い致します。（書類の返却は出来ません）

なお、ファックス（075-254-8422）での提出でもかまいません。

提出期限 令和3年9月24日（金）

※毎年、誤って昨年分を提出されるケースがあります。今年（令和3年分）の決定通知書を提出してください。

算定基礎届の年金事務所への提出期限は毎年7月10日頃です。決定通知書は年金事務所へ提出後、9月末頃までに事業所に届きます。

・70歳以上（ただし昭和12年4月2日以降にお生まれの方）の事業主・従業員（役員含む）の方は「厚生年金保険 70歳以上被用者 標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」の写し（コピー）を提出してください。

この書類の提出がない場合は十分な資格確認ができないため、保険組合に残れなくなりますので、必ず提出してください。